

平 2 9 市 秋 評 委 第 1 6 号

平 成 3 0 年 3 月 2 3 日

秋 田 市 長 穂 積 志 様

地 方 独 立 行 政 法 人 市 立 秋 田 総 合 病 院

評 価 委 員 会 委 員 長 鈴 木 明 文

地 方 独 立 行 政 法 人 市 立 秋 田 総 合 病 院 業 務 方 法 書 の
変 更 に つ い て (答 申)

平 成 3 0 年 3 月 1 5 日 付 け 平 2 9 福 総 第 3 1 7 5 号 に よ り 諮 問 の あ り ま
し た 地 方 独 立 行 政 法 人 市 立 秋 田 総 合 病 院 業 務 方 法 書 の 変 更 に つ い て、 地 方
独 立 行 政 法 人 法 (平 成 1 5 年 法 律 第 1 1 8 号。 以 下 「 法 」 と い う。) 第 2 2
条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ く 地 方 独 立 行 政 法 人 市 立 秋 田 総 合 病 院 評 価 委 員 会 の
意 見 は、 下 記 の と お り で す。

記

1 第14条（入札および契約に関する事項）について

第14条は、契約事務の適切な取組を規定するものであることから、「法人は、契約事務の適切な実施および契約事務における相互牽制^{けん}を確保するため、次に掲げる取組を行うものとする。」を「法人は、契約事務における相互牽制^{けん}を確保し、当該事務を適切に実施するため、次に掲げる取組を行うものとする。」等と修正を検討すること。